

報道関係者 各位

令和 8 年 8 月 2 1 日

【照会先】

山梨労働局 雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長 和田 沙織

室長補佐 深沢 和仁

労働紛争調整官 鷹取 正紀

電話 055-225-2851

**あっせん申請件数は過去 10 年で最高
～令和 7 年度の個別労働紛争解決制度の施行状況を公表します～**

山梨労働局（局長 岩崎 充）は、このたび「令和 7 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」について以下のとおりとりまとめました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談^{※1}」、都道府県労働局長による「助言・指導^{※2}」、紛争調整委員会による「あっせん^{※3}」の 3 つの方法があります。

今回の施行状況を受けて、山梨労働局は、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導およびあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

- 1 総合労働相談件数、民事上の個別労働紛争^{※4}の相談件数は前年度より減少。あっせんの申請件数は過去 10 年で最高（カッコ書きの数字は前年度）。

内 容	件 数	前年度比
総合労働相談	7,144 件 (7,726 件)	7.5%減
うち民事上の個別労働紛争の相談	1,619 件 (1,693 件)	4.4%減
助言・指導申出	55 件 (70 件)	21.4%減
あっせん申請	31 件 (30 件)	3.3%増

- 2 民事上の個別労働紛争における相談内容では「自己都合退職」の件数が引き続き最多。

・「自己都合退職」の相談件数は、349 件(前年度 360 件、前年度比 3.1%減)。

- 3 助言・指導の申出は「労働条件の引き下げ」の件数が最多。あっせんの申請は「雇止め」の件数が最多となった。

・「労働条件の引き下げ」の助言・指導申出件数は、9件(前年度9件、前年度と同数)。

・「雇止め」のあっせん申請は、8件(前年度3件、前年度比 167%増)。

※ 1 ～ 4 については次頁をご参照ください

※1「総合労働相談」

山梨県内4か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置し、専門の相談員が対応している。

※2「助言・指導」

民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭または文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

※3「あっせん」

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4「民事上の個別労働紛争」

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に関するものを除く）。

【別添】

別添1：個別労働紛争制度の枠組み

別添2：令和7年度の個別労働紛争解決制度の運用状況

別添3：令和7年度の助言・指導とあっせんの事例

（参考）個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要